

北海道告示第10345号

昭和26年北海道告示第1290号（納税貯蓄組合法による質問検査権の証票及び同法施行令による証明書の様式）の一部を次のように改正し、令和元年8月20日から施行する。

令和元年8月20日

北海道知事 鈴木直道

納税貯蓄組合法第11条第3項の質問検査権の証票（裏面）中「平成」を削り、同証票末尾欄外備考の事項を削る。

納税貯蓄組合法施行令第2条第1項の証明書中「平成」を削る。